

沖縄県手話推進計画素案（第3期）（案）に関する県民意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

No.	頁	章	項目			意見の要旨	県の考え方
			大	中	小		
1		1	1			12行目 沖縄県手話言語条例としているため（国連でも手話言語が音声言語と対等と認め、手話言語として意識を高める手段を講じることを促進することとされている）ろう者は物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情で表現する視覚言語の「手話」を母語としているため。手話の普及とせず「手話言語」もしくは「言語としての手話」の普及としていただけないでしょうか。	本計画は、沖縄県手話言語条例における「手話が、意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする」という基本理念のもと、策定するものであり、現在の表記のままとします。
2		2	4	2		調査方法に、「沖縄県立沖縄ろう学校」への協力依頼が必要ではないか、その理由は、児童生徒へのアンケートが反映されていないように感じるため。手話で学習するろう学校で子供たちが答えやすい内容を検討する必要があるのではないかと。（子供版のアンケートなど）	児童生徒の意見聴取については、いただいた意見を参考に次期計画策定時の調査の際に検討してまいります。
3					回収率の低さから、ろう者が回答しやすい方式で実施されたのか気がなります。調査用紙を配布されただけでは、書き言葉の日本語の意図を十分に把握できないろう者もいるのではないのでしょうか。大切な調査にひとりでも多くのろう者の声を反映できるよう、工夫をお願いします。	県では、今回の調査においては、各市町村に周知および窓口対応の御協力の呼びかけや沖縄県聴覚障害者協会へ手話を用いた窓口対応の委託等実施に取り組みました。回収率向上に向けた調査方法や、多くのろう者等からの意見徴収については、いただいた意見を参考に次期計画策定時の調査の際に検討してまいります。	
4					調査方法の基準になっている「沖縄県障害福祉課業務資料」にある「手話を使い生活を営むろう者の数」調査方法について指摘させていただく。 子障432号（令和5年7月12日発）文書内「本調査の概要」でも記載があるが、毎年、行われている調査が1会計年度内に「手話通訳者派遣事業を利用した聴覚障害者等の人数」となっているため、それに沿って本市でも回答している。本年度も20名と回答しているが、実際、本市が把握している手話を使い生活を営むろう者の数は33名である。全体の4割もの方を含んでないことになる。沖縄県全体、同様の方法で調査が行われていると思われるので、実際の数とは大きな隔たりがあると考えられる。より正確な人数を基準として第3期沖縄県手話推進計画を策定していただきたい。そこに派遣利用者数や移住ろう者数の記載があるとより課題が抽出しやすいと考える。より正確な人数を各自治体で把握していると思うので、策定前に確認していただきたい。	今回の調査は、手話を使い生活を営むろう者の生活状況や派遣事業に関するニーズ等を把握するために実施するものであり、個人あてに行う調査であることから、手話通訳者派遣事業を利用し、直近の住所を把握できる「令和4年度手話通訳者派遣事業」を利用した聴覚障害者等を対象としました。 調査対象者の設定については、いただいた意見を参考に次期計画策定時の調査の際に検討してまいります。	
5					イ	健常者の言いたいこと「健常者」の意味合いが曖昧である。全く手話ができない健常者のことを指しているのかどうかで、変わってくるのではないかと。	今回実施した手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査においては、「健常者」とは、手話ができない健常者の方を想定しております。
6					エ	情報入手の方法や配慮してほしいというのは、困り感をリストアップし、選択する方法が良いのではないかと。実際、情報入手はICTに限らず、講演会などで情報を得ることもあると思う。その際の手話通訳派遣予算を配慮してほしい。その内容があれば、配慮してほしいことはない、人もそういうのを選択しやすいのではないかと。	情報入手に関する状況および情報入手の上で配慮してほしいことについては、選択肢を設け、またその他で自由記述欄を設けたアンケートを実施しております。選択肢の内容については、次期計画策定の調査の際に検討してまいります。
7					カ	音声情報中心のテレビやラジオから等からオンタイムに情報が得られないろう者が多いと思います。先のコロナ禍の時にも、ワクチンの情報等を共有し合う現状がありました。また、今回の能登半島地震のように災害発生時に障害者は情報弱者になる恐れが大きい危惧します。また観光立県沖縄は県外からも多く来訪者があるので、大切な課題かと思えます。ぜひICT技術を活用した画期的な取り組みを計画に取り入れていただきたいです。	いただいた御意見を参考に、計画内でICT技術を活用した取組や、災害時の対応についての取組を記載する方向で検討いたします。
8					キ	重点的に強化する必要がある施策として「聴覚障害者等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供」がある。奉仕員養成講座は市町村で機会提供ができ、通訳者養成講座は聴覚障害者情報センターと協力して機会提供ができる。課題はお子さん（聴覚障害児含む）がいて、講座に参加しにくいこと。お子さんと一緒の場で講座が受けられる等できるよう、現状を知ってもらうことはもちろん、策を盛込んでほしい。	計画内の手話を学習する機会の提供においては、第4章-1-(1)-③「県民向け手話講座の開催」等により実施しております。いただいた御意見を参考に、今後の取組を強化できるよう努めてまいります。

沖縄県手話推進計画素案（第3期）（案）に関する県民意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

No.	頁	章	項目			意見の要旨	県の考え方
			大	中	小		
9		3	1			手話が意思疎通を行うために必要⇒手話は意思疎通を行うための大切なことば	本計画は、沖縄県手話言語条例における「手話が、意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする」という基本理念のもと、策定するものであり、現在の表記のままとします。
10				1		手話や聴覚障害者等に対する理解促進⇒手話言語(言語としての手話)やきこえない人・きこえにくい人に対する理解促進(「聴覚障害者」ということばを知らない人が多く、伝わりにくい。)	聴覚障害者の解説については、5用語解説に記載しております。 また、聴覚障害者等の「等」は、きこえにくい人も含まれていることから、現在の表記のままとします。
11				2	2	手話を使用しやすい環境づくり⇒ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくりコミュニケーションとは相手がいるのでお互いの努力ができる(一方的ではない)	本計画は、沖縄県手話言語条例における「手話が、意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする」という基本理念のもと、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり等を目的として策定するものであり、現在の表記のままとします。

沖縄県手話推進計画素案（第3期）（案）に関する県民意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

No.	頁	章	項目			意見の要旨	県の考え方
			大	中	小		
12						手話についての説明の文言を変更希望。 「手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。」 また、盲ろう者、盲ろう通訳者介助員、触手話、接近手話などについては条例に入れられないのか。「ろう者」についての定義の説明文に、視覚障害を併せ持つ盲ろう者も含まれております。というような文言を追加必要ではないか。盲ろう者当事者の意見を尊重したうえで検討してほしい。	本計画は、沖縄県手話言語条例における「手話は、手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語である」という基本理念のもと、手話に対する理解の促進、手話をしやすい環境づくりのため、手話の普及に取り組む内容となっておりますので、現在の表記のままとします。 また、計画内の5用語解説内において手話には、盲ろう者が使用する触手話や弱視手話（接近手話等）を含むことについて記載しておりますので、現在の表記のままとします。
13						盲ろう者（視覚と聴覚の重複）触手話を加えてほしい。盲ろう者もおり、手を触る触手話でのコミュニケーションを行う人もいる。	計画内の5用語解説において、手話には盲ろう者が使用する触手話を含むことについて記載しております。
14						施策展開の部分に・選挙における情報保障の推進（選挙管理委員会）政見放送が実施される選挙が執行される場合、手話通訳の付与が可能な制度の周知を図るとともに、円滑な実施に努めます。投票所にて情報保障が必要。音声のみでは意思疎通ができない。	県では、聴覚障害者に対する情報保障など、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、取り組んでいるところであり、引き続き周知啓発に努めてまいります。 また、選挙における情報保障の推進については、関係課等と情報共有の上、取組強化に努めてまいります。
15						聴覚障がいについての民間事業者。医療関係者・消防・警察等へ手話講習会の開催や地域の行事に参加して行く。聴覚障害者情報センター職員が地域に赴き実施。手話の普及・理解促進と言葉が、ハードルが高いと感じる。きこえない、聴覚障害とはどのようなことが困るのか不便なのか、聞こえ方もいろいろあるということが分かれば合理的配慮がしやすくなると思う。聴覚障害者への具体的な合理的配慮とはどのようなものかを記載してほしい。	民間事業者等への合理的配慮についての普及・啓発は、当課実施事業（心のバリアフリー推進事業）において、聴覚障害者等を含む障害者差別に対する合理的配慮の普及促進のためパンフレット等の印刷物やイベント等の実施において取り組んでおります。 また、合理的配慮について、5用語解説に追加記載します。
16		4	1		①	県ホームページは手話に関心ある人が検索するため一定の人しか広まらない。その一定の人どの程度いるのか把握できているのか？どの程度反応があるのか	毎月第3水曜日は「手話推進の日」の取組としましては、YouTubeの活用による動画の発信や、パンフレット等の配付による周知に取り組んでおります。 また、県ホームページにおいては、毎月第3水曜日は「手話推進の日」の特設ページを設置しており、令和4年度中に1,297のユーザーに閲覧されております。
17				(1)	①イ	「手話推進の日」の取組の認知度の向上に向けた取組を行います。を取組で、手話検定の案内、手話パンフレットを企業や学校などに配布します。に文言を変え、認知度向上のために出前講座などの企画を充実させてほしい。	各種広報の実施、企画イベントの開催等において、パンフレット等の配付により、広く聴覚障害者等についての理解促進、手話の普及に取り組んでいるところであり、引き続き周知啓発および初心者向け手話講座等の実施に努めてまいります。
18					②ウ	合理的配慮の補足が欲しい ※合理的配慮とは障害のある人がバリアや不安を軽減し、環境や条件を調整し、その人が自分らしく、能力を最大限に発揮できるようにサポートを提供します。	合理的配慮について5用語解説に追加記載します。
19					④	県職員に対する～を県職員、企業、聴覚障害児・者と関わる民間団体等の方への聴覚障害、手話の理解促進に変更して欲しい。理由は、合理的配慮が民間も義務化になるため。	事業者における合理的配慮については、第4章-1-②-ウに追記しております。 また、障害者差別解消法における「事業者」には、ボランティア活動をするグループなどの民間団体等も含まれます。
20				(2)	①	幼児、児童の中に乳児、早期療育が必要な聞こえない聞こえにくい子供の支援も考えてほしい。その乳児と保護者の支援も必要なため、それに関する項目を入れ、早期療育にも手話を選択できるよう、医療機関にも手話の重要性を理解することが必要。 さらに、ろう児等が手話を選べることを明確にするため、「ろう児等が手話を学び、かつ、手話により学ぶことができるよう」という文言を追記してほしい。 ※全日本ろうあ連盟HPにある手話言語でG03のパンフレットに記載を参照。 5つの基本的な権利 1手話言語の獲得 2手話言語で学ぶ 3手話言語を習得する 4手話言語を使う 5手話言語を守る	御意見ありがとうございます。早期療育が必要な聴覚障害児において、医療機関および沖縄ろう学校と連携した切れ目のない支援のなかで、手話の重要性についても普及・促進できるよう周知してまいります。

沖縄県手話推進計画素案（第3期）（案）に関する県民意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

No.	頁	章	項目			意見の要旨	県の考え方
			大	中	小		
21		4	2			ろう者が日常の様々な場面で手話で意思疎通をはかれるために、手話通訳者等の養成及び資質の向上の整備を行うとあります。ろう者の基本的人権の擁護者である手話通訳者に対して、身分の保証についても検討いただきたいと考えます。現状では、求められる責任と与えられる処遇にギャップがあり、手話通訳者を志しても活動継続する人材確保が難しい状況ではないでしょうか。	処遇については、各自治体において個々の状況に応じ検討されるべきものと考えております。 県としましては、沖縄県意思疎通支援担当者連絡会等を通して、各市町村における課題や好事例の共有等を図るなど、意思疎通支援事業の取組強化に努めてまいります。
22						手話を使用しやすい環境づくり→コミュニケーションがしやすい環境整備 「・ろう者が働きやすい環境整備」を加えていただきたい。 きこえない人は一般就労続かない傾向がある。孤立し、居場所がなくなる。きこえる人はきこえない人の困りごと不便さを知らないがため無意識にろう者を疎外させている。聴覚障害を理解する事で合理的配慮が活かされる。	手話を使用しやすい就労等環境づくりについては、合理的配慮等の普及・啓発に、当課内実施事業（心のバリアフリー推進事業）において、聴覚障害者等を含む障害者差別に対する合理的配慮の普及促進のためパンフレット等の印刷物やイベント等の実施に取り組んでおります。
23				(1)	①ア	手話通訳者養成研修への推進 → 手話通訳者講師養成講座研修推進ではなく、者指導者養成講座への派遣。県内の手話講師不足が課題。県外での研修会のみとなり簡単に行けないのが現状（旅費等）のため県内で行ってほしい。近い将来、講師を担う人がおらず者養成講座開催事態が危うい状況になるのが見えている。何名受けたのかを数値化してほしい。	手話通訳者指導者を養成するためには、全国手話研修センター等が実施する研修の受講が望ましいことから、手話通訳者養成担当講師連続講座等への派遣を推進しているところで す。 平成29年度から現在までに、手話通訳Ⅰ修了者3名、手話通訳Ⅱ修了者4名、手話通訳Ⅲ修了者2名の派遣をしたところです。
24				(3)	③	ICT技術を活用した情報提供の推進 説明文がわかりづらい、対象者が誰なのかわかりにくい。情報のバリアフリー化とは事例や写真などが必要ではないか。空港や駅に電光掲示板を設置する、手話で遠隔サービスを通して、いつでも、どこでも情報アクセスできる環境整備するといったような説明が欲しい。 ※緊急放送、災害時などの生放送などの対応も条例に入れることで、防災意識向上をろう者にも持たせることが重要。	ICT技術を活用した情報提供や意思疎通支援に関する情報を県ホームページに掲載するなど、情報提供や意思疎通支援の強化を図ります。

沖縄県手話推進計画素案（第3期）（案）に関する県民意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

No.	頁	章	項目			意見の要旨	県の考え方
			大	中	小		
25		5				<p>（7ページ・調査方法）でも指摘させていただいたが、「手話を使い生活を営むろう者の数」が異なれば、アンケートをもとに推計された「年間利用希望日数」も大幅に増える可能性がある。</p> <p>手話通訳者養成研修修了者数、登録手話通訳者数の数値目標設定ももちろん大事なことだとは思いますが、養成研修修了時点から手話通訳者全国統一試験に合格し、登録手話通訳者になるまでに、どうステップアップしていき、合格者を増やしていくかが重要と考える。数値目標に盛り込みにくい項目とは思うので、数値目標ではなく、打開策を盛り込みたい。</p>	<p>県は、手話通訳者の養成研修および全国統一手話通訳者試験のための集中講座の実施に取り組むとともに、手話通訳士の資格取得に向けた「手話通訳士ステップアップ研修」や「手話通訳者現任研修」を開催しているところであり、引き続き、手話通訳者の資質向上に取り組んでまいります。</p>
26		その他				<p>（追加希望） どこかに新たに項を作り、「災害時の対応」に言及する。</p>	<p>災害時の対応強化を図るためICT技術を活用した情報提供の推進に取り組んでまいります。また、沖縄県意思疎通支援担当者連絡会を通してアンケート調査結果（災害時の情報理解度等）の共有を図るなど、対応策の強化に努めてまいります。</p>
27						<p>委員について 教育委員会・消防・警察・医師会・TV局等オブザーバーで入れることはできないのでしょうか。</p>	<p>オブザーバー委員の追加については沖縄県手話施策推進協議会委員の意見等を踏まえ、検討いたします。</p>
28						<p>災害時のきこえない人・きこえにくい人への支援者用のバンダナ作成をしてほしい。県で作成し行政に販売する方法はいかがか、</p>	<p>災害時の対応強化については、様々な方法があることから、沖縄県意思疎通支援担当者連絡会を通して、先進事例の共有等に取り組んでまいります。</p>
29						<p>「手話推進計画」「手話言語条例」全文を手話動画にて行ってほしい。</p>	<p>手話言語条例については、沖縄県聴覚障害者協会のYouTubeチャンネルにおいて動画が掲載されているので是非ご確認ください。 手話推進計画については、今後の取組を検討してまいります。</p>